

変更届出 【提出書類と記載例の案内】

(A 法人 1施設 全4ページ)

変更届出は**事後提出**です。

変更した日から**30日以内**に提出してください。

変更日より前に提出しても受理されません。

変更届出は、種の保存法第33条の7により提出が義務付けられており、届出を怠った場合、罰則が規定されています。

提出書類

※書類を封筒に入れるときに、□にチェックを入れて確認してください

<input type="checkbox"/>	様式第3	特別国際種登録事項変更届出書
--------------------------	------	----------------

会社名、登記住所、代表者を変更した場合、証拠書類として、以下の書類を添付してください。

<input type="checkbox"/>	変更届出日の 前3か月以内 に取得した 登記簿謄本または登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
--------------------------	--

書類送付先／お問い合わせ

TEL 03-6659-3577（平日 10:00～17:00）

* 12:30～13:30 は、担当者が不在の場合があります。

↓ 切り取って書類提出時の宛名にお使いください

〒130-8606

東京都墨田区江東橋3丁目3番7号

一般財団法人自然環境研究センター
事業者登録係 行

変更届

※持ち込みによる提出はできません

変更手続きの注意事項

- 本社登記所在地・代表者が変更した場合、履歴事項全部証明書の提出が必要です

変更届とあわせて、届出日(書類記入日)前3か月以内に取得した登記簿謄本または登記事項証明書(履歴事項全部証明書)を添付してください。

- 法人事業者から個人事業者へ個人成りをした場合、変更手続きはできません

引き続き象牙取引を行う場合、個人として新たに登録申請をしてください。また、法人格消滅後は登録の法人として届出ができなくなるため、その法人格が存在しているうちに廃止届出をしてください。

- 会社名や経営実態が変わる場合、変更手続きができないケースがあります

経営実態は変わらず、単に会社名だけが変わる場合は、変更手続きができます。その場合、変更届とあわせて履歴事項全部証明書を添付してください。

一方、合併や事業譲渡等により、登録の事業者から相手先の法人や新たに設立する法人に経営実態が変わる場合は、変更手続きで事業者登録を引き継ぐことはできません。合併先や新法人等で象牙取引の事業を引き継ぐ場合は、新たに登録申請が必要です。

その他、変更手続きができるケースとできないケースがありますので、詳しくは会社名や経営実態が変わる前のできるだけ早い時期に電話にてお問い合わせください。

書類作成の注意事項

- 届出日(右上の日付)は、記入した日または投函する日を記入してください

西暦・和暦のどちらでも可。ただし和暦で記入する場合は、元号(令和)を記入してください。

- 本社所在地および法人名称、代表者は、履歴事項全部証明書のとおり記入してください(旧字、アラビア数字、漢数字、丁目・番地、ハイフンなど)

ただし、以下の項目は、証明書に記載がなくても省略せずに記入してください。

道府県名、建物名、階数または部屋番号

※ 部屋番号などが登録されていないと、郵便が届かない可能性があります。

※ 異体字を使用されている場合、データの管理上、常用漢字で対応する場合があります。

変更届 記載例

手書きで作成する場合、黒ペンで清書
鉛筆書き不可

書類を記入した日または投函する日を記入
(空欄不可)

西暦・和暦のどちらでも可
ただし和暦で記入する場合は、元号(令和)を記入

様式第44(第33条の7)

特別国際種事業登録事項変更届出書

一般財団法人自然環境研究センター 理事長 殿

届出日 年 月 日

赤点線枠内は**変更後の情報**を記入

住所 〒 郵便番号 **本社登記所在地**(都道府県から記入)

氏名又は名称 **会社名**

(登録番号 **数字5桁の番号**)

代表者の氏名 **代表者役職** **代表者氏名**

13桁の法人番号がわからない場合は、
以下のサイトでお調べください

国税庁法人番号公表サイト

<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

【！記入忘れ注意！】

【！間違い注意！】

A、S、T から始まる登録番号
は古い番号のため、**現在使用
できません**

現在の番号がわからない場合は
次ページ「**登録番号**」の**確認
方法**を参照してください

(文章省略)

氏名又は名称	ふりがな 法人名称 (法人番号 国税庁発行の13桁の法人番号)
代表者の氏名 (法人の場合のみ)	代表者氏名
住所	〒 郵便番号 本社登記所在地 (都道府県から記入)
連絡先	電話番号: 窓口電話番号 (記入必須) 携帯電話番号 (あれば記入) Eメール: e-mail (あれば記入)
登録年月日	※初めて登録した時期によって、記入する日付が異なります 2018年5月31日 までに登録 → 2018年6月1日 と記入 2018年6月1日 以降に登録 → 初回登録の日付 を記入
登録番号	数字5桁の番号
特別特定器官 等の譲渡し又 は引渡しの業 務を行うため の施設	名称 施設(店舗)の名称 所在地 〒 郵便番号 施設の所在地 (都道府県から記入)
特別国際種事業の対象とする特別特定器官等の種別	ぞう科の牙及びその加工品
変更した事項	次ページ 「変更した事項」欄の書き方 を参照して記入
変更の年月日	変更した日付
変更の理由	変更した理由を記入

e-mail はデータのやり取りがで
きないアドレス不可

紛らわしい文字は**はっきり区別
がつくよう**に記入

2018(平成30)年6月1日以降に
初回登録した方で、初回登録の日
付がわからない場合は、初回登録
完了時に当センターがお送りした
特別国際種事業登録通知書で確
認してください。

施設名称が、上から1段目の
「氏名又は名称」と同じ場合は、
「**上記に同じ**」と省略記入可

施設所在地が本社住所(上から
三段目に記入した住所)と同じ
場合は、
「**上記に同じ**」と省略記入可

3ページ (変更/A法人_1施設)

「登録番号」の確認方法

以下のいずれかの文書から確認してください。

● 特別国際種事業登録(更新)通知

登録完了時に当センターがグレーの封筒に入れて発送した通知書

● 特別国際種事業者登録簿(PDFデータ)

<http://www.jwrc.or.jp/service/jigyousha/pt6-tourokubo/index.htm>

ホームページトップ > 各種サービス > 特別国際種事業者登録 > **⑥事業者登録簿(公表情報)** 内

「変更した事項」欄の書き方

下の表を参考に、変更する項目と変更後の内容を記入してください。

灰色部分は、貴法人の内容に置き換えて記入してください。

変更する事柄	書き方例
事業者住所(登記上の本社所在地)の変更	事業者住所 上記に同じ <small>表3段目「住所」と同じであるため「上記に同じ」と省略記入可</small>
代表者の変更	代表者氏名 上記に同じ <small>表2段目「代表者の氏名」と同じであるため「上記に同じ」と省略記入可</small>
施設(店舗等)名称の変更	施設名称 変更後 の施設名 (旧名称 変更前 の施設名)
施設(店舗等)所在地の変更	施設所在地 変更後 の郵便番号・所在地 変更前 の郵便番号・所在地 ※ 電話番号も変更している場合は、番号も記入
事業者名称(会社名)の変更	事業者名称 上記に同じ <small>表1段目「氏名又は名称」と同じであるため「上記に同じ」と省略記入可</small> ※ 会社名は変更できるケースとできないケースあります。 詳しくは2ページ目「変更手続きの注意事項」をご覧ください

※ 施設を追加する場合は、法人(複数施設)の届出用紙で提出してください。

複数の事柄を変更する場合

変更の事項ごとに、1枚ずつ変更届を作成する必要はありません。

1枚の変更届で、「変更した事項」欄にまとめて記入してください。(以下の例を参照)

【例】① 2021年11月1日に代表者交代

② 2021年11月15日に店舗名を変更(現名称)しぜん印房墨田店(旧名称)しぜん印房すみだ南店

変更した事項	① 代表者氏名 上記に同じ ② 施設名称 しぜん印房墨田店 (旧名称)しぜん印房すみだ南店
変更の年月日	① 2021年11月1日 ② 2021年11月15日